

④ 研究責任者は、ヒト幹細胞臨床研究の中止又は終了後速やかに終括報告書を作成し、研究機関の長に提出しなければならない。

⑤ 研究責任者は、総括報告書に次の事項を記載しなければならない。

- ① ヒト幹細胞臨床研究の名称
- ② ヒト幹細胞臨床研究の目的及びその実施期間
- ③ 研究責任者及びその他の研究者の氏名
- ④ 研究機関の名称及びその所在地
- ⑤ ヒト幹細胞臨床研究の実施計画
- ⑥ ヒト幹細胞臨床研究の結果及び考察
- ⑦ ヒト幹細胞臨床研究終了後の追跡調査の方法
- ⑧ その他必要な事項

⑨

⑩

⑪

⑫

⑬

⑭

⑮

⑯

⑰

⑱

⑲

⑳

㉑

㉒

㉓

㉔

㉕

㉖

㉗

㉘

㉙

㉚

㉛

㉜

㉝

㉞

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

## 一 当該臨床研究に係る研究者等の氏名又は研究班の名称

## 二 すべての保有個人情報の利用目的。ただし、細則で規定する場合を除く。

<細則>

③に規定する細則で規定する場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 利用目的を被験者等に通知し、又は公表することにより被験者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 利用目的を被験者等に通知し、又は公表することにより当該研究責任者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を被験者等に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

## 三 開示等の求めに応じる手続

### 四 苦情の申出先及び問い合わせ先

- (4) 被験者等又は代理人から、当該被験者等が識別される保有個人情報の開示を求められたときは、被験者等又は代理人に対し、遅滞なく、書面の交付又は開示の求めを行った者が同意した方法により当該保有個人情報を開示しなければならない。

また、当該被験者等が識別される保有個人情報が存在しないときには、その旨を知らせなければならない。

ただし、開示することにより、次のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- 一 被験者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 二 研究者等の当該臨床研究に係る業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

## 三 他の法令に違反することとなる場合

また、開示を求められた保有個人情報の全部又は一部について開示しない旨を決定したときは、被験者等又は代理人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。その際、被験者等又は代理人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

なお、他の法令の規定により、保有個人情報の開示について定めがある場合には、当該法令の規定によるものとする。

- ⑤ 保有個人情報のうち、診療情報を含むものを開示する場合には、「診療情報の提供等に関する指針の策定について」(平成15年9月12日付け医政発第0912001号厚生労働省医政局長通知)の規定するところによるものとする。
- ⑥ 被験者等の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置かなければならぬ。

用の停止、消去又は第三者への提供の停止（以下「内容の訂正等」という。）を求められた場合であって、当該求めが適正であると認められるときは、これら措置を行わなければならない。

ただし、利用の停止、消去又は第三者への提供の停止については、多額の費用を要する場合など当該措置を行うことが困難な場合であって、被験者等の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

⑦ 被験者等又は代理人からの保有個人情報の内容の訂正等の求めの全部又は一部について、その措置をとる旨、その措置をとらない旨又はその措置と異なる措置をとる旨を決定したときは、被験者等又は代理人に対し、追端なく、その旨を通知しなければならない。その際、被験者等又は代理人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

⑧ 被験者等又は代理人に対し、保有個人情報の開示等の求めに關して、当該保有個人情報を特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、被験者等又は代理人が容易かつ的確に開示等の求めをすることができるよう、当該保有個人情報の特定に資する情報の提供その他の被験者等又は代理人の利便を考慮した措置をとらなければならない。

#### <細則>

研究責任者は、開示等の求めに対して、一元的に対応できるような手続等を定めるなど、被験者等及び代理人の負担をできるだけ軽減するような措置を講じなければならない。

⑨ 研究責任者は、(2)から(4)までに定める業務のほか、ヒト幹細胞臨床研究を総括するに当たつて必要な措置を講じなければならない。

#### 4 研究機関の長の責務

##### [1] 倫理的配慮等の周知

研究機関の長は、当該研究機関におけるヒト幹細胞臨床研究が、倫理的、法的又は社会的問題を引き起こすことがないよう、当該研究機関の研究者等（研究機関の長を除く。）に対し、当該臨床研究を実施するに当たり、被験者等の個人の尊厳及び人権を尊重し、個人情報を保護しなければならないことを周知徹底しなければならない。

##### (2) 倫理審査委員会等の設置

ヒト幹細胞の移植又は授与を行う研究機関の長は、実施計画書のこの指針に對する適合性その他ヒト幹細胞臨床研究に關し必要な事項について、倫理及び科学的観点から審査を行わせるため、倫理審査委員会を設置しなければならない。また、ヒト幹細胞の採取を行う研究機関又は調製機関の長にあつては、倫理審査委員会に準ずる委員会を設置しなければならない。

#### <細則>

1 ①に規定する軽微な変更であつて細則で規定する場合は、実施計画書の記載内容のうち、ヒト幹細胞臨床研究の対象疾患、臨床研究に用いるヒト幹細胞の種類並びにその採取、調製及び移植又は授与方法について変更する場合とする。

②に規定する倫理審査委員会及び倫理審査委員会に准ずる委員会は、研究機関に既に設置されている類似の委員会をこの指針に規定する倫理審査委員会及び倫理審査委員会に準ずる委員会に適用する場合において、当該

合するよう再編成することで対応可能であり、その名称の如何を問わない。

#### (3) ヒト幹細胞臨床研究の実施等の許可

研究機関の長は、3.(5)の規定により研究責任者からヒト幹細胞臨床研究の実施又は重大な変更であつて細則で規定する場合（以下「実施等」という。）の許可を求める申請を受けたときは、まず倫理審査委員会又は倫理審査委員会に準ずる委員会（以下「倫理審査委員会等」という。）の意見を聽き、次いで厚生労働大臣の意見を聽いて、当該臨床研究の実施等の許可又は不許可を決定するとともに、その他当該臨床研究に関する必要な事項を指示しなければならない。この場合において、研究機関の長は、倫理審査委員会等又は厚生労働大臣から実施等が適当でない旨の意見を述べられたときは、当該臨床研究については、その実施等を許可してはならない。

なお、倫理審査委員会等又は厚生労働大臣から留意事項、改善事項等について意見を述べられた実施計画書について、研究責任者から実施計画書の修正又は改善の報告を受けた場合、研究機関の長は、その旨を倫理審査委員会等に報告し、再度、倫理審査委員会等の意見を聴いて、当該臨床研究の実施等の許可又は不許可を決定しなければならない。

#### <細則>

(3)に規定する重大な変更であつて細則で規定する場合は、実施計画書の記載内容のうち、ヒト幹細胞臨床研究の対象疾患、臨床研究に用いるヒト幹細胞の種類並びにその採取、調製及び移植又は授与方法について変更する場合とする。

#### (4) ヒト幹細胞臨床研究の継続等の許可

研究機関の長は、3.(5)の規定により研究責任者からヒト幹細胞臨床研究の継続又は軽微な変更であつて細則で規定する場合（以下「継続等」という。）の許可を求める申請を受けたときは、倫理審査委員会等の意見を聽いて、当該臨床研究の継続等の許可又は不許可を決定するとともに、その他当該臨床研究に關する必要な事項を指示しなければならない。この場合において、研究機関の長は、倫理審査委員会等から継続等が適当でない旨の意見を述べられたときは、当該臨床研究については、その継続等を許可してはならない。

なお、倫理審査委員会等から留意事項、改善事項等について意見を述べられた実施計画書について、研究責任者から実施計画書の修正又は改善の報告を受けた場合、研究機関の長は、その旨を倫理審査委員会等に報告し、再度、倫理審査委員会等の意見を聴いて、当該臨床研究の継続等の許可を決定しなければならない。

1 ①に規定する軽微な変更であつて細則で規定する場合は、実施計画書の記載内容のうち、ヒト幹細胞又は授与方法に係る変更以外の事項について変更する場合とする。

2 研究機関の長は、他の研究機関と共同でヒト幹細胞臨床研究を実施する場合において、当該

- (1) 臨床研究の実施計画書について、それぞれの研究機関に設置された倫理審査委員会等の意見を聽いて、許可又は不許可を決定しなければならない。
- 3 研究機関の長は、他の研究機関と共同でヒト幹細胞臨床研究を実施する場合において、倫理審査委員会等の意見を慮くに当たっては、当該他の研究機関における審査の状況、インフォームド・コンセントの取得状況等の情報を倫理審査委員会等に提供しなければならない。
- (2) 重大な事態における措置
- 研究機関の長は、3(1)の規定により研究責任者から重大な事態が報告された場合には、原因の分析を含む対応方針につき、速やかに倫理審査委員会等の意見を聞き、研究責任者に対し、中止その他の必要な措置を講じるよう指示しなければならない。なお、必要に応じ、倫理審査委員会等の意見を聞く前に、研究機関の長は、研究責任者に対し、中止その他の暫定的な措置を講じるよう、指示することができる。
- (3) 研究責任者からの報告等
- 研究機関の長は、ヒト幹細胞臨床研究の進行状況、重大な事態及び総括報告について、研究責任者から適切に報告を受けるとともに、必要に応じ、聴取することができる。
- (4) 倫理審査委員会等への報告
- 研究機関の長は、次に掲げる事項を行うものとする。
- ① ヒト幹細胞臨床研究の進行状況について、研究責任者から報告を受けた場合、速やかに倫理審査委員会等に対し報告を行うこと。
  - ② 7(2)(2)の規定により、倫理審査委員会等から留意事項、改善事項等について意見を述べられた場合、これについて講じた改善等の措置について、倫理審査委員会等に対し報告を行うこと。
  - ③ 研究責任者から受理した総括報告書の写しを速やかに倫理審査委員会等に提出すること。
- (5) 厚生労働大臣への報告
- 研究機関の長は、次に掲げる事項を行うものとする。
- ① ヒト幹細胞臨床研究における重大な事態について、倫理審査委員会等の意見を受け、その原因を分析し、研究責任者に中止その他の必要な措置の指示を与えた上で、厚生労働大臣に速やかに報告すること。
  - ② 研究責任者から受理した総括報告書の写しを速やかに厚生労働大臣に提出すること。
- (6) 研究責任者への指示
- 研究機関の長は、倫理審査委員会等若しくは厚生労働大臣の意見を受け、又は必要に応じ、研究責任者に対して改善、中止、調査の実施その他の必要な措置を講じるよう、指示するものとする。

- (1) 記録等の保存の体制整備
- 研究機関の長は、ヒト幹細胞臨床研究に関する記録等を、研究責任者が良好な状態で保存できるよう、必要な体制を整えなければならない。
- (2) 実施計画書等の公開
- 研究機関の長は、実施計画書及びヒト幹細胞臨床研究の成果を公開するよう努めるものとする。
- (3) 研究体制の整備
- 研究機関の長は、ヒト幹細胞臨床研究を実施するに当たり、適切な研究体制を整備しなければならない。
- 5 組織の代表者等の責務
- (1) 個人情報の保護に関する責務
- ① 研究機関を有する法人の代表者、行政機関の長等（以下「組織の代表者等」という。）は、当該研究機関におけるヒト幹細胞臨床研究の実施に際し、個人情報の保護が図られるようにしなければならない。
  - ② 組織の代表者等は、個人情報の保護に関する措置に因し、適正な実施を確保するため必要があると認めるとときは、研究機関の長に対し、監督上必要な指示をすることができる。
- (2) 個人情報に係る安全管理措置
- 組織の代表者等は、保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な組織的人的、物理的及び技術的安全管理措置を講じなければならない。
- また、組織の代表者等は、死者の人としての尊厳及び遺族の感情にかんがみ、死者に係る情報についても個人情報と同様に、必要かつ適切な組織的人的、物理的及び技術的安全管理措置を講じなければならない。
- (3) 苦情及び問い合わせへの対応
- 組織の代表者等は、苦情及び問い合わせに適切かつ迅速に対応するため、苦情及び問い合わせを受け付けるための窓口の設置、苦情及び問い合わせの対応の手順の策定その他の必要な体制の整備に努めなければならない。
- (4) 手数料の徴収等
- 組織の代表者等は、保有個人情報の利用目的の通知又は保有個人情報の開示を求められたときは、当該措置の実施に因し、手数料を徴収することができる。
- 手数料を徴収する場合には、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その額を定めなければならない。
- (5) 権限等の委任
- 組織の代表者等は、(2)から(4)までに規定する権限又は事務を、当該研究機関の長その他の当該研究機関の適当な者に委任することができる。

- 6 研究機関の基準
- 研究機関は、次に掲げる研究段階において、それぞれ次に掲げる要件を満たすほか、第1章第5に規定する基本原則を遂行する体制が整備されていなければならぬ。

- (4) その構成、組織及び運営その他ヒト幹細胞臨床研究の審査等に必要な手続  
に関する規則が定められ、公表されていること。
- (2) 倫理審査委員会等は、次の業務を行うものとする。
- ① 研究機関の長の意見の求めに応じ、実施計画書のこの指針に対する適合性について審査を行い、実施等又は継続等の適否、留意事項、改善事項等について、研究機関の長に対して意見を述べること。
  - ② ヒト幹細胞臨床研究の進行状況について研究機関の長から報告を受け、留意事項、改善事項、中止等について、研究機関の長に対して意見を述べること。
- (3) 上記①及び②に定める留意事項、改善事項等に関する意見に対する研究機  
関の長からの改変等の報告を受けた場合、速やかにこれを再審査し、実施等  
又は継続等の適否、留意事項、改善事項等について、研究機関の長に対して  
意見を述べること。
- (4) 研究機関の長から4(1)に規定する重大な事態に係る報告を受けた場合、速  
やかにこの原因の分析を含む対処方針について、研究機関の長に対して意  
見を述べること。
- (5) 必要と認める場合は、実施している、又は終了したヒト幹細胞臨床研究に  
ついて、研究機関の長に対して、その適正性及び信頼性を確保するための調  
査を行うよう求めること。
- (6) 倫理審査委員会等による審査の過程は、記録を作成し、これを総括報告書  
の写しの提出を受けた日から少なくとも10年間保存するとともに、個人情  
報、研究の独創性及び知的財産権の保護に支障を生じるおそれのある事項を  
除き公表すること。
- ## 第2 厚生労働大臣の意見等
- ### 1 厚生労働大臣の意見
- (1) 厚生労働大臣は、第1の4(1)による研究機関の長からの意見の求めに応じ、  
実施計画書のこの指針に対する適合性について審査を行い、留  
意事項、改善事項等について、研究機関の長に対して意見を述べるものとする。
  - (2) 研究機関の長は、厚生労働大臣に対し意見を求めるに当たって、次に掲げる  
書類を提出しなければならない。
- ① 実施計画書及び当該実施計画書に添付する資料
  - ② 倫理審査委員会等における審査の過程及び結果を示す書類
  - ③ 第1の7(1)(4)に規定する規則
  - (3) 厚生労働大臣は、第1の4(1)に基づき意見を求められた場合、当該臨床研究  
が次に掲げる要件のいずれかに該当すると判断するときは、倫理的及び科学的  
観点から、厚生科学審議会の意見を聽くものとする。
- (1) 新規のヒト幹細胞又は移植若しくは授与方法を用いているとき。  
(2) 過去にヒト幹細胞臨床研究の対象となつたことがない新規の疾患を対象  
いること。
- (1) ヒト幹細胞の採取を行う研究機関  
ヒト幹細胞の採取及び保存に必要な衛生上の管理がなされており、採取に  
関する十分な知識及び技術を有する研究者を有していること。
- (2) 提供者の人権の保護のための措置がとられていること。
- (3) 採取が最適性を有する場合にあっては、医療機関であること。
- (4) 7に規定する倫理審査委員会に準ずる委員会が設置されていること。
- ### 2 調製機関
- 調製機関は、次に掲げる要件を満たすものとする。
- (1) 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成9年厚生省令第28  
号）第17条第1項に求められる水準に達していること。
  - (2) ヒト幹細胞の調製及び技術を有する研究者を有していること。
  - (3) ヒト幹細胞の取扱いに関して、機関内に専用の作業区域を有していること。
  - (4) 7に規定する倫理審査委員会に準ずる委員会が設置されていること。
  - (5) ヒト幹細胞を移植又は授与する研究機関  
ヒト幹細胞を移植又は授与する研究機関は、次に掲げる要件を満たすものと  
する。
- ① 医療機関であること。
  - ② 十分な臨床的観察及び検査並びにこれらの結果をヒト幹細胞の移植又は  
投与と関連付けて分析及び評価を行う能力を有する研究者を置き、かつ、こ  
れらの実施に必要な機能を有する施設を備えていること。
  - ③ 被験者の病状に応じて必要な措置を講ずる能力を有する研究者を置き、か  
つ、そのためのために必要な機能を有する施設を備えていること。
  - ④ 7に規定する倫理審査委員会が設置されていること。
- (1) 倫理審査委員会は、次に掲げる要件を満たすものとする。
- (1) ヒト幹細胞臨床研究について、倫理的及び科学的観点から総合的に審査  
されるよう、次に掲げる者を含めて構成されること。ただし、研究者等は含ま  
れないこと。
- 一 分子生物学、細胞生物学、遺伝学、臨床薬理学又は病理学の専門家  
二 ヒト幹細胞臨床研究が対象とする疾患に係る臨床医  
三 法律に関する専門家  
四 生命倫理に関する識見を有する者
- (2) 男女両性により構成され、かつ、複数の外部委員を含むこと。
- (3) 審査が適正かつ公正に行えるよう、その活動の自由及び独立が保障されて  
いること。
- ## 第7 倫理審査委員会等
- ### 1 倫理審査委員会等
- (1) 倫理審査委員会は、次に掲げる要件を満たすものとする。
- (1) ヒト幹細胞臨床研究について、倫理的及び科学的観点から総合的に審査  
されるよう、次に掲げる者を含めて構成されること。ただし、研究者等は含ま  
れないこと。
- 一 分子生物学、細胞生物学、遺伝学、臨床薬理学又は病理学の専門家  
二 ヒト幹細胞臨床研究が対象とする疾患に係る臨床医  
三 法律に関する専門家  
四 生命倫理に関する識見を有する者
- (2) 男女両性により構成され、かつ、複数の外部委員を含むこと。
- (3) 審査が適正かつ公正に行えるよう、その活動の自由及び独立が保障されて  
いること。

としているとき。

③ その他厚生労働大臣が必要と認めるとき。

## 2 重大な事態に係る厚生労働大臣の意見

厚生労働大臣は、第1の4(①)に基づき研究機関の長から報告を受けた場合には、留意事項、改善事項等について、研究機関の長に対して意見を述べるものとする。

### 3 厚生労働大臣の調査

厚生労働大臣は、1(①)及び2の意見を述べるときその他の必要があると認めるとともに、研究機関の長に対し、1(②)に規定する書類以外の資料の提出を求めるとともに、当該研究機関の長の承諾を得て、当該研究機関の調査その他必要な調査を行うことができる。

## 第3章 ヒト幹細胞の採取

### 第1 提供者の人権保護

#### 1 提供者の選定

提供者の選定に当たっては、その人権保護の観点から、病状、年齢、同意能力等を考慮し、慎重に検討するものとする。

ヒト幹細胞の採取を行うに当たって、説明者は、提供者のスクリーニングの実施前に、提供者となるべき者（代諾者を含む。3において同じ。）に対して、3に規定する説明事項について、文書を用いて十分に説明し、理解を得た上で、文書によるインフォームド・コンセントを受けなければならない。なお、説明者は、原則として医師であるが、採取に係る医療行為の程度に応じ、研究責任者が総合的に勘案し妥当と判断した場合にあっては、説明者は医師に限らず、研究責任者が指示した者とすることができる。

#### 2 提供者となるべき者に対する説明事項

説明者は、2に規定する手続に当たって、提供者となるべき者に対し、次に掲げる事項について十分な理解が得られるよう、できる限り平易な用語を用いて説明するものとする。

① ヒト幹細胞臨床研究の目的、意義及び方法  
② ヒト幹細胞臨床研究を実施する機関名  
③ ヒト幹細胞の採取により予期される危険  
④ 提供者となることを拒否することは自由であること及びヒト幹細胞の採取に同意しない場合であっても、何ら不利益を受けることはないこと。  
⑤ 提供者となるべき者がヒト幹細胞の採取に同意した後であっても、いつでも同意を撤回できること。  
⑥ 無償による提供であること。ただし、提供に際し発生した実費相当分はこの限りでない。

### <細則>

⑥に規定する実費相当分は、例えば交通費等である。

⑦ 健康被害に対する補償の有無（ヒト幹細胞臨床研究に伴う補償がある場合にあつては、当該補償の内容を含む。）

⑧ その他提供者の個人情報の保護等に関し必要な事項

4 代諾者からのインフォームド・コンセント

代諾者からのインフォームド・コンセントによりヒト幹細胞の採取を行うことができるのは、次に掲げる要件を満たす場合に限る。

① ヒト幹細胞臨床研究の実施に当たり、単独でインフォームド・コンセントを与えることが困難な者からヒト幹細胞の採取を行うことには合理的な理由があり、倫理審査委員会等において倫理的及び科学的観点から審査を受けた上で、研究機関の長の許可を受けていること。

② 代諾者は、提供者となるべき者の意思及び利益を最もよく代弁できると判断される者であり、代諾者からのインフォームド・コンセントに際しては、当該提供者となるべき者と代諾者との関係についての記録が作成され、同意書とともに保存されていること。

③ 提供者となるべき者が未成年者であり、かつ当該者がヒト幹細胞臨床研究への参加についての説明を理解できる場合において、当該者が16歳以上のとき、当該者からの同意を受けていること。また、当該者が16歳未満のとき、当該者から、説明についての理解を得ること。

#### 5 提供者が死亡している場合

死体からヒト幹細胞を採取する場合には、遺族から2に従ってインフォームド・コンセントを受けなければならない。なお、ヒト幹細胞の採取は、当該提供者がヒト幹細胞の提供を生前に拒否していない場合に限る。

### <細則>

5に規定する遺族は、死亡した提供者の配偶者、成人の子、父母、成人の兄弟姉妹若しくは孫、祖父母、同居の親族又はそれらの近親者に連絡すると考えられる者とする。

#### 6 手術等で摘出されたヒト幹細胞を利用する場合

手術等で摘出されたヒト幹細胞を利用する場合においては、1から4までに従つて、手術を受けた患者又は代諾者からインフォームド・コンセントを受けなければならぬ。なお、手術等が、ヒト幹細胞の採取の目的を優先して行われることがあつてはならない。

7 提供者に移植又は授与を行う場合  
提供者に移植又は授与を行った場合には、ヒト幹細胞の採取のための手術を行うことができる。

#### 第2 採取段階における安全対策等

採取段階における安全対策等については、この指針に規定するほか、「ヒト又は動物由来成分を原料として製造される医薬品等の品質及び安全性確保につい

て」(平成12年1月26日付け医薬発第1314号厚生省医薬安全局長通知)の規定するところによるものとする。

第4章 ヒト幹細胞の調製段階における安全対策等  
1 吊管管理システム

- (1) 調製機関は、ヒト幹細胞の調製に当たり、ヒト幹細胞を扱う作業区域及び器材については無菌状態であることを確保し、定期的な保守、点検等により、その清潔度を保つよう努めるとともに、その記録を作成し保存しなければならない。

(2) 研究者等は、調製工程において、取違え又は細菌、真菌、ウイルス等の伝播の危険性を遮るために、複数の提供者からヒト幹細胞を同時に同一区域内で扱ってはならない。

細則>

④ 個に規定する区域は、一つの調製工程を行う作業空間とする。

細菌、真菌、ウイルス等による汚染の危険性の排除

研究責任者は、調製するヒト幹細胞の特性に応じて次に掲げる方策を適宜組み合わせることにより、細菌、真菌、ウイルス等による汚染の危険性を排除するものとする。

(1) 原料となるヒト幹細胞の受入時ににおける提供者のスクリーニング記録の確認

(2) 調製工程における汚染防止

(3) 調製の各段階での試験及び検査

(4) 妥当性の確認された方法による不活化及び除去の導入

(5) 異種移植及び血清の取扱いに関する記載

細則>

培養に用いる血清は、細胞活性化又は増殖等の加工に必須でなければ使用しないこと。（ただし自家血清を除く。）血清使用が避けられない場合には、次に掲げる点を考慮し、血清からの細菌、真菌、ウイルス、アリコン等の混入及び伝播を防止すること。なお、血清成分については、「ヒト又は動物由来成分を原料として製造される医薬品等の品質及び安全性確保について」（平成12年12月2日付け医薬部第1・3・1・4号厚生省医薬安全局長通知）及び「生物由来原料基準」（平成15年厚生労働省告示第210号）に準じて対応すること。

(1) 由来を明確にする。

(2) 牛海綿状脳症の発生が確認された地域からの血清を避ける等、感染症リスクの低減に努める。

⑤ 由来動物種に特異的なウイルスやマイコプラスマに関する適切な否定試験を行い、ウイルス等に汚染されていないことを確認した上で使用する。

(1) 細胞の活性化、増殖に影響を与えない範囲で細菌、真菌、ウイルス等に対する適切な不活性化処理及び除去処理を行う。例えば、潜伏的なウイルス混入の危険性を遮るために、必要に応じて加熱処理、フィルター処理、放射線処理、UV処理等を組み合わせて行う。

(2) 増殖細胞でのウイルス感染のセニターラー、或者はレベルでのウイルス生物学的検定に対するモニ

タ、異種血清成分に対する抗体産生等の調査のために、使用した血清の一部を保管する。

- 3 その他の調製段階における標準操作手順書、原材料となるヒト幹細胞の受け入れ、試薬等の受入試験検査、ヒト幹細胞の試験検査、運搬方法等、調製工程に関する記録、最新技術の反映等については「ヒト又は動物由来成分を原料として製造される医薬品等の品質及び安全性確保について」(平成12年12月26日付け医薬発第1314号厚生省医薬安全局長通知)の規定するところによるものとする。

章 ヒト幹細胞の移植又は投与

  - 1 被験者の人権保護
    - 1 被験者の選定
 

被験者の選定に当たっては、その人権保護の観点から、病状、年齢、同意能力等を考慮し、慎重に検討するものとする。
    - 2 インフォームド・コンセント
 

ヒト幹細胞を移植又は投与するに当たって、説明者は、被験者となるべき者(代諾者を含む。3において同じ。)に対して、3に規定する説明事項について、文書を用いて十分に説明し、理解を得た上で、文書によるインフォームド・コンセントを受けなければならない。
    - 3 被験者に対する説明事項
 

説明者は、2に規定する手続に当たって、被験者となるべき者に対し、次に掲げる事項について十分な理解が得られるよう、できる限り平易な用語を用いて説明するものとする。

      - ① ヒト幹細胞臨床研究の目的、意義及び方法
      - ② ヒト幹細胞臨床研究を実施する機関名
      - ③ ヒト幹細胞臨床研究により予期される効果及び危険（従来の研究成果を含む。）
  - 4 他の治療法の有無、内容、当該治療法により予期される効果及び危険並びにそれらの治療法との比較
  - 5 被験者となることを拒否することは自由であること、及びヒト幹細胞の移植又は投与に同意しない場合であっても、何ら不利益を受けることはなく、また従来の治療が継続されること。
  - 6 被験者となるべき者がヒト幹細胞の移植又は投与に同意した後であっても、いつでも同意を撤回できること。
  - 7 健康被害に対する補償の有無（ヒト幹細胞臨床研究に伴う補償がある場合にあっては、当該補償の内容を含む。）
  - 8 その他被験者の個人情報の保護等に関する必要な事項

(6)-(8)は想定する子の他被験者の個人情報を「医療等に関する事項」に記載する場合は、被験者の負担する費用

(6)-(8)は想定する子の他被験者の個人情報を「医療等に関する事項」に記載する場合は、被験者の負担する費用

を含む。

#### 4 代諾者からのインフォームド・コンセント

代諾者からのお問い合わせの際は、ヒト幹細胞の移植又は投与を行なうことは、次に掲げる要件を満たす場合に限る。

① ヒト幹細胞臨床研究の実施に当たり、単独でインフォームド・コンセントを与えることが困難な者に対し、ヒト幹細胞の移植又は投与を行うことに合理的な理由があり、倫理審査委員会等において、倫理的及び科学的情勢から審査を受けた上で、研究機関の長の許可を受けていること。

② 代諾者は、被験者となるべき者の意思及び利益を最もよく代弁できると判断される者であり、代諾者からのインフォームド・コンセントに際しては、当該被験者となるべき者と代諾者との関係についての記録が作成され、同意書とともに保存されていること。

③ 被験者となるべき者が未成年者であり、かつ当該者がヒト幹細胞臨床研究への参加についての説明を理解できる場合において、当該者が16歳以上とのとき、当該者からの同意を受けていること。また、当該者が16歳未満のとき、当該者から、説明についての理解を得ること。

#### 第2 移植細胞に関する情報管理

研究責任者は、提供者のスクリーニング、最終調製物の試験及び検査の結果、調製番号、ロット番号その他のヒト幹細胞に関する情報を管理するものとする。

<細則>

研究責任者は、特に自己細胞以外の同種細胞、又はヒト以外の動物に由来する材料等を使用して共培養を実施する場合においては、その危険性について十分に把握しなければならない。

2 被験者の試料及び記録等の保存

研究責任者は、被験者について、将来新たに病原体等に感染した場合に、その原因が当該臨床研究に起因するかどうかを明らかにするため、最終調製物を適切な期間保存するとともに、ヒト幹細胞を移植又は投与する前の血清等の試料及び当該被験者にヒト幹細胞を移植又は投与する前の記録を、絶活報告書を提出した日から少なくとも10年間保存するものとする。

#### 3 被験者に関する情報の把握

(1) 研究責任者は、被験者に病原体感染等の有害事象が起きた場合に当該情報を把握できるよう、また、最終調製物に問題が生じた場合に被験者の健康状態等が把握できよう、適切な措置をとるものとする。

(2) 研究責任者は、(1)の措置を実施するため、被験者から必要な情報の提供や保存について協力を受けられるよう、研究者等に対してあらかじめ指示しておくものとする。

<細則>

(1) に規定する目的のため、研究責任者は、移植又は投与されたヒト幹細胞の内容、識別コード、